

支部細則

(平成 29 年 9 月 18 日制定)

(目的)

第1条 定款 3 条に掲げる目的を達成することを目的とする。

(支部の設置)

第2条 特定非営利活動法人 日本緩和医療学会(以下「この法人」という)に、次の各項の支部をおく。

- (1) 北海道支部(北海道)
- (2) 東北支部(青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島)
- (3) 関東甲信越支部(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟)
- (4) 東海・北陸支部(富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、静岡)
- (5) 関西支部(京都、奈良、大阪、和歌山、滋賀、兵庫)
- (6) 中国・四国支部(鳥取、島根、山口、広島、岡山、香川、愛媛、徳島、高知)
- (7) 九州支部(福岡、熊本、長崎、大分、佐賀、宮崎、鹿児島、沖縄)

(事務)

第3条 支部の経理および事務は、この法人の事務局が行う。

(支部会員)

第4条 この法人の会員は、会員名簿における連絡先(送付先)の所在地を管轄する支部に属するものとする。

(役員)

- 第5条
- 1) 支部には支部長並びに支部運営委員をおくことができる。
 - 2) 支部長は、支部代議員が会員の中から選出し、この法人の理事会が承認する。支部長は当該支部の業務・運営の責任者となる。
 - 3) 支部運営委員は会員の中から支部長が推薦し、この法人の理事会が承認する。
 - 4) 支部運営委員は、多職種で構成し、支部長を含め原則 15 名以内とする。
 - 5) 支部長並びに支部運営委員の任期は選出される年度の 7 月 1 日から 2 年間とし、再任を妨げない。
 - 6) 補欠または増員により選出された委員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

(支部運営委員会)

第6条 支部に、支部の管理・運営および予算・事業計画を協議する支部運営委員会を置くことができる。

(管理・運営)

第7条 この細則に定める事項のほか、支部の管理・運営はこの法人の理事会で定める方針に基づいて各支部が行う。

(報告)

第8条 支部長は次の項目をこの法人の理事会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および予算案
- (2) 事業報告書

(細則の変更)

第9条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. 支部設置の初年度の支部長並びに支部運営委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成29年度の理事会の承認日から平成32年6月30日までとする。
2. 本細則は制定後、2年を目途に改定する。

支部学術大会運営細則
(平成 29 年 9 月 18 日制定)

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、この法人）が主催する支部学術大会の運営について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 支部学術大会とは、講演あるいは会員の研究発表を通じ、会員の知識の啓発及び研究成果の社会還元を目的とし、当該支部地域において毎年 1 回定期的に開催する集会をいう。

(会長)

第3条 支部学術大会を運営するために、支部学術大会会長（以下、会長）を 1 名おく。

(会長の選任)

第4条 1) 会長の選任は、支部運営委員会が会員のなかから推薦し、この法人の理事会の承認を受ける。
2) 会長の選出は、担当年度開始の 2 年前に行う。

(会長の義務)

第5条 1) 会長は支部学術大会開催にかかる業務を担当する
2) 会長に事故のある時は、代行者、または後任者を支部運営委員会が推薦し、この法人の理事会の承認を受ける。
3) 会長は、支部学術大会開催後に速やかに開催の概略を支部長に報告し、当該年度 4 月末までに最終報告書を提出する。

(会長の任期)

第6条 会長の任期は、担当する事業年度の 1 年とする。

(組織)

第7条 1) 会長は支部学術大会開催のための支部学術大会実行委員会を組織し、その委員は会長が推薦し、支部運営委員会の承認を得るものとする。
2) 支部学術大会実行委員会には非会員の外部委員を置くことができる。但し、外部委員には議決権はない。
3) 会長は、支部学術大会プログラムを決定する権限を有する。
4) 支部長は、支部学術大会に関する報告をこの法人の理事会に行うものとする。

(守秘義務)

第8条 支部学術大会実行委員は、採否確定前の演題等、審議中に知りえた事項を外部に漏らしてはいけない。

(開催日時)

第9条 開催日ならびに会場は、会長が支部運営委員会と協議のうえで決定し、支部長を通じて理事会に報告する。

(参加登録)

第10条 この法人の事務局に本会の会員として登録したものは、参加費を納入することで支部学術大会に参加・発表を行うことができる。ただし会長が認めたものは、非会員でも参加費を納入することで参加・発表を行うことができる。

(採否など)

第11条 支部学術大会に申し込まれた発表は、会長が選任した査読者により査読を行う。

(会計)

第12条 1) 支部学術大会の経費は補助金(この法人より規定の補助金)、学術大会参加費、および寄付金などをもってこれにあてる。
2) 寄付・企業共催は、この法人の学術大会運営細則に従って行う。
3) 支部学術大会の会計は会長が集計し、支部運営委員会、この法人の監事を経て、この法人の理事会で承認されなければならない。

(細則の変更)

第13条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。